

譚嗣同『仁學』の刊行と梁啓超

狹間直樹

はじめに

譚嗣同が中國の近代史に特異な光芒を放つ偉才であることは、衆目の一致するところであらう。その偉才たる所以は主として、戊戌政變直前、法華寺において袁世凱に擧兵を強要して成らず、政變後に亡命への誘いを拒否し自ら望んで死地に就いたこと、および中國傳統思想の核心であった「仁」と西洋近代文明の産物である「學」（科學）とを結びつけ、思考を縦横無盡に飛躍させて論じた書、『仁學』を著したことによる。戊戌六君子の一人として刑場の露と消えたのが三十四歳、『仁學』はその前年に書き上げていたとされる。

『仁學』を最初に公表したのは梁啓超であり、歴史的人物としての譚嗣同のイメージを作り上げる上でもっとも大きな役割を演じたのは、やはり梁啓超の撰にかかる「譚嗣同傳」

であった。戊戌の變法とともに推進し失敗後に亡命した同志が、難に死した友人の遺作を公表するのは當然至極のことであるし、その手に成る傳記が世に廣まって人々の共識となったのもきわめて自然なことと言ってよい。

しかし、子細に検討してみると、そこにはなお解明されねばならない幾つかの問題が潜んでいた。先にわたしは、梁啓超の「譚嗣同傳」を媒介に『仁學』公表問題の考察をこころみたが^①、本稿では視點を變えて、公表された『仁學』を軸に、梁啓超が當面する課題の解決にいかに対處したかを探索したい。

I 二つの『仁學』稿本

『仁學』が最初に公表されたのは、梁啓超の刊行していた雑誌、『清議報』においてである。それは、同誌第二號（一

八九九年一月二日）から第一〇〇號（一九〇一年二月二日）にかけて斷續的に掲載された。やや遅れて『亞東時報』にも、第五號（一八九九年一月三十一日）から第一九號（一九〇〇年二月二日）にかけて連載された。

『亞東時報』^②は山根虎之助を編集責任者に、日本のアジア主義團體、乙未會が一八九八年六月に維新派の變法を支援すべく、上海で創刊した日漢兩文併用の月刊雑誌である。譚嗣同の刎頸の友、唐才常は戊戌政變後に復讐をはかって上海等各地を往來し、第六號から同誌の編集に携わることになる。唐の元にあった『仁學』の稿本が第五號から掲載されたのであるが、この雑誌での連載についてはとくに問題にすべきことはない。これを『亞東』本と呼ぶことにするが、それを發掘されたのは湯志鈞氏である^③。『亞東』本は以前に行っていた諸本と比べてテキストとしては優れているため、『譚嗣同全集』増訂本には湯氏の校訂を付したそれが用いられている^④。

一方の『清議報』^⑤は、日本に亡命した梁啓超により一八九八年一月に横濱で創刊された旬刊雑誌である。そこに掲載された『仁學』を『清議報』本と呼ぶことにするが、それは梁啓超が譚嗣同から受け取った、もう一つの『仁學』草稿（湯志鈞氏の所謂「副本」）に依據したものであった。『亞東』本が久しく湮没してきたのとはちがいが、所謂「副本」に基づ

く系統の諸本は、『清議報』が康梁派の言論活動の主舞臺として政治の荒波に翻弄されたため、以下に述べるような複雑をきわめた運命をたどることになるのである。

II 『清議報』への『仁學』掲載と中斷

『仁學』はまず、『清議報』第二號の「支那哲學」欄に掲載された。創刊號の目次に「本誌登載豫定の支那哲學新論は、紙幅の都合により次號からとする」との斷りが載せられているから、梁啓超は「支那哲學」欄に譚嗣同の遺稿を發表する構想を持って『清議報』を創刊したのである。第二號には豫告どおり『仁學』が掲載されたが、「烈士流血後九十日」に記された梁「序」^⑥は、「嗚呼、此れは支那の國の爲に血を流した第一の烈士、亡友譚君の遺著なり」と筆を起こし、これを天下に公表してその精神を「法の燈」とし、衆生の眼とすることができれば、烈士もまた未來永劫に満足されるにちがいない、また未來永劫に満足されるにちがいない」と結ばれている。梁がいかに力を籠めて『仁學』の公表に臨んだかを見てとれる。

『仁學』は『清議報』第十四號までひきつづき掲載された。増訂本全集の節番號^⑦でいえば第二十六節の途中、總字數に對しては約半分のところまでである。その間、第六、八號の「支那哲學」欄には『仁學』に替えて梁啓超「讀春秋

界説」が、第十一、十三號には康有爲の「二十歳前舊稿」である「闔闔篇」等が載せられているが、そのことはここで問題にする必要はないだろう。不思議なのは、なんの断りもなく、第十五號以下、『仁學』の掲載が中断されたことである。「支那哲學」欄は第三十四號までつづいているのだから(8)、中断は梁の雑誌編集方針の變更にともなうものだったはずである。

ところが一年ばかり後、第四十四號にいたって突如として再掲の「告白」(9)とともに『仁學』が掲載され、第四十六號でまた断りなく打ち切られた。掲載されたのは、節番號で第三十三節の途中まで、總字數の約一割分である。そしてそれからまた一年半を経て、第百號に残りの全部が一舉に掲載され、かくして『清議報』による掲載は終わった(『仁學』が掲載された上記四號にのみ、「支那哲學」欄が設けられている)。なお、この『清議報』本で第十條などが削除されていることについては後述する。

手許にある亡友の遺稿を自分の雑誌に掲載する方法として、二度の長い中断はきわめて不自然なことである。しかし、今の我々からすれば不自然としか見えないその仕方が、當時の梁啓超にとっては、直面する状況に對應して考え抜かれた選擇だったのである。

そもそも梁啓超にとって、『清議報』はなによりもまず、

そして『清議報』での『仁學』公表については、その「平易なもの」を選んで發表しているという。「平易なもの」を選んだということは、そうでないものを省いたということになるが、上述した『仁學』公表の意義づけに照らせば、「南海の宗旨」にそぐわぬ箇所が削られたと見るべきであろう。省かれた箇所は、のちに梁啓超によって公表されることになる『國民報』本に照らすと、増訂本の第八條、第十條など、三綱や忠孝を否定し、男女平等を主張した部分である。

『清議報』第十四號での『仁學』登載中断の理由を直接に説明した文章は、管見のかぎり見いだせていない。しかし、第十一號からの編集方針「改訂」(10)が關係していることは確實であると思われる。そこでは、もともと本報は「清議を主持し、民智を開發する」ことを主義として出發したが、今後は改良をくわえて「立國の本」である「政治學・理財學(11)の文章の精華」を日本や西洋の新聞雑誌から選んで載せることにする、といっている。そして實際に、この號から「政治學譚」欄が新設され、そこにブルンチュリの「國家論」が連載されはじめたのである(14)。

この方針變更は、梁啓超がのちに、日本亡命後「ヨーロッパ、日本の俗論に染まり、」世界主義に替えて「偏狹なる國家主義を唱えた」と自己批判したものである(15)。日本で西洋近代文明の核心は國民主義・國家主義にありと認識するに

譚嗣同『仁學』の刊行と梁啓超(狭間)

その政治活動の一環としての宣傳媒體であった。したがって『仁學』の公表も、それなりの政治的意義付けを與えられておこなわれた。その意義とは、梁によれば、康有爲の學問に「服膺」した譚嗣同が、「南海の宗旨を輝かせ、世界聖哲の心法を合わせて、全世界の衆生を救う」ために著した大文章、という點に在った(16)。つまり『仁學』は、康有爲の學を光彩あらしめるものとして、『清議報』上での連載が開始されたのである。

『仁學』が連載され始めてすぐの『清議報』第四號に梁啓超の筆になる「譚嗣同傳」が掲載された(17)。康有爲と梁啓超が遺書を偽造してまで、譚嗣同と自分たちの關係の深さを吹聴したことについては前掲拙稿を参照していただくこととし、ここでは傳中の『仁學』について述べた肝腎な部分だけに觸れることにする。そこには「仁學序」の記述をより敷衍した形で、康有爲を訪ねて來た譚に梁が康の學問の宗旨を話したところ、欣喜した譚が「私淑弟子」を稱したこと、その後「孔佛群哲の心法を會通し、南海の宗旨を衍釋して『仁學』を作った」こと、政變後、譚が日本公使館に逃れた梁を訪ね、「程嬰と杵臼、月照と西郷」(18)の役割分擔を申し出て携えてきた原稿、家書などを梁に託したので、『仁學』などはすべて梁の手許に有ること、さらに譚の諸文章を集めて遺集を編むつもりであることなどが明言されている。

いたった梁は、康有爲の思想の基盤が世界主義にあるとして軸心の移動をはかった。國民主義・國家主義の涵養に資するものこそ、吸収されるべき最新の成果と考えたからである。ちなみに、第十一號發行の半月あまり前に、康有爲は日本政府の要求を容れて日本を離れたのであった。

そのようであったとすれば、康の「學問の宗旨を衍釋」した世界主義の書である『仁學』の掲載が停止されたのも、ある意味で當然のことだったろう。掲載停止のほぼ一年後のことになるが、梁はげんに、『仁學』は網羅を突き破るという點では素晴らしいが、「惜しむらくは最近の西洋の哲人の眞理を缺いている」(19)と、率直そのものの評價を記しているのである。

その後、前述したように『仁學』は『清議報』第四十四、四十六號にまた掲載された。この時、梁啓超は康有爲の命令で日本を離れてハワイに滞在中であった。第四十四號の刊行日は上掲の書簡のわずか十日後だから、再掲載に梁が關係していなかったことは明白である。

第四十四號には掲載再開についての社告(20)が載せられているのだが、そこには、掲載を中断したため、全編を讀みたいという讀者の要望に應えて再掲するとの、まるで他人事のような理由が記されているだけである。しかもそれに續けて、日本での新出の良書を譯して提供するということも書か

れているのだから、この時の唐突な掲載再開は、横濱で『清議報』を預かっていた麥孟華たちがたんに讀者の要望に應えようとしてのことだった、と推測しておきたい。そして、それを知った梁啓超が慌てて電報で中止を求め、再度の中断となったのではないかと、私は臆測している。三號分、一カ月の時間は、それにちょうど好いくらいの時間といえるだろう。この幕間劇は喜んで、『仁學』の残りの文章は『清議報』第百號に一舉掲載された。

III 『清議報』における『仁學』の完結

『清議報』第百號は終刊號であるが、そこに載せられた『仁學』は量的に約四割を占める。よくは内情の分からない途中での再掲載を捨象すれば、第十四號くらい八十五號ぶり、二年半をへだててのことだが、この不自然な一舉掲載が『清議報』での掲載完了をとにもかくにも意圖しての舉だったことは贅言するまでもないだろう。

梁啓超はその同じ號に『清議報』の活動を總括した文章¹⁸を載せている。それによれば、『清議報』の特色は、「民権を唱える」「哲理を衍める」「朝局を明す」「國恥を勵ます」の四者を根本方針として「民智を廣め、民氣を振わす」任務の達成に盡瘁してきたところにあったという。これは創刊號に載せられた「宗旨」とはかなりかけ離れたものな

のだが、三年來の實踐を振り返っての辭としては適切なものであった。そして、その任務を遂行する上で重要な役割を果たしたのとして、まず「譚瀏陽之仁學」、ついで自らの「飲冰室自由書」、さらにブルンチュリ「國家論」等を挙げたのである。

ブルンチュリの「國家論」は前述したように『清議報』編集方針改訂後の目玉とされた西洋の學理だったし、「飲冰室自由書」も新得知識を披露するために、梁啓超が第二十五號から設けた自らの讀書札記欄である。それらの意義が特筆されるのは當然だとして、編集方針の變更とともに掲載を停止された譚嗣同の『仁學』が再掲載されたところにそれらを押しのけて『清議報』の刊行を意義あらしめた文章のトップに位置づけられるには、それなりの理由がなければならぬはずである。そのために梁が與えたのは、「宗教の魂と哲學の髓を以て公理を發揮した」「禹域に未だ有らざるの書」との高い評價であった。

『仁學』はそれほど重要な文獻なのだが、梁啓超は『清議報』の功績を「此の編の世界に出現したるは、蓋し本報を首と爲す」と、最初の公表者たることに限定した。その控え目な言い回しの裏に、『亞東時報』による全文掲載が意識されていたことは言うまでもないが、さらにもう一つ、梁啓超自身による名前を伏せての『國民報』社からの單行本刊行とい

う事態が微妙に絡んでいたのであった。

ちなみに、『仁學』を高く評價したからといって、梁啓超は國家主義の旗印を下ろしたわけではない。同じ終刊號に載せた康有爲の傳記で、康には國家主義の無いことが缺點だと、明確に指摘しているのである¹⁹。さらに言えば、『清議報』をついだ『新民叢報』における國民主義・國家主義の鼓吹、とりわけ「中國之新民」なる筆名をもちいて書いた「新民說」の執筆こそ、梁の名を不滅にしたものだった。ということは、『仁學』にたいする評價の角度の變化が梁啓超に生じたことが豫想されるが、そのことは後述する。

IV 『國民報』社による單行本『仁學』の刊行

一九〇一年秋、『國民報』社より『仁學』の單行本が刊行された。『國民報』とは、秦力山等により東京で一九〇一年五月に創刊され、八月の第四號をもって終わった短命の雜誌である²⁰。秦力山は梁啓超の弟子で、のちに兩者は「險惡な關係」になったと章炳麟はいうが²¹、『仁學』刊行時にはまだたがいに通じあう關係だったのである。

『國民報』社から刊行された『仁學』單行本（以下、『國民報』本と略稱）は、湯志鈞氏によれば、一九〇一年一〇月一〇日に「國民報社、出洋學生編輯所」より刊行され（翌年八月五日再版）、「仁學自敘」「仁學界說」と本文に譚嗣同像と

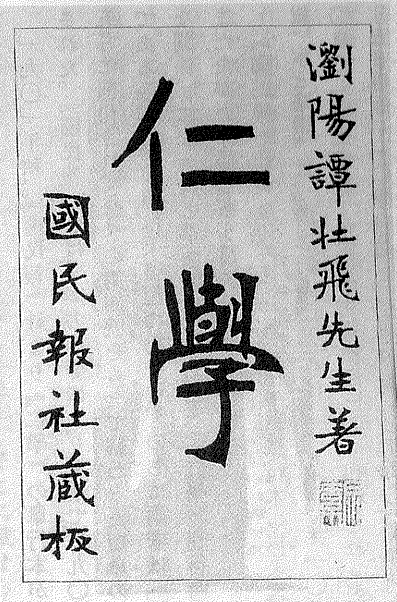
「譚嗣同傳」を附した、全一二二頁、白報紙平裝一冊の鉛字排印本、とのことである²²。

『國民報』本の封面は次頁圖【A】に見えるように「瀏陽譚壯飛先生著／仁學／國民報社藏版」となっている²³。本文は二卷仕立て、節番號は付されていないが、全五十節がそなわったノーカット版である。湯氏は詳細な校訂を踏まえて、『國民報』本は『清議報』本と同じく梁啓超所藏の「副本」に依據したものとされる。

ただ注意すべきは、後述するように、附録の「譚嗣同傳」²⁴が『清議報』所載の梁撰「譚嗣同傳」とは相當に違うものに變更されていることである。

私が見ることができたのは、湯志鈞氏の惠贈にかかる『國民報』本の異本（全書にわたり、氏の校訂書込がある）である。

（補注）その封面は、圖【B】のように、Aと野に違いはあるが、字體は同じで「國民報社藏版」の部分が無く、かつ、上掲書誌にかかわる奥付を缺いている。附録を含めて内容は同じだが、全四十七葉と頁數は異なり、『國民報』本の海賊版と見られるものである。ほかに、圖【C】のように封面の書名字體は違い、奥付を缺くが、含まれる内容が寫真をふくめてAと同じである全一二二頁、平裝一冊の鉛字排印本もある²⁵。B、Cの兩本は、湯氏の綿密な校訂からも明かなように、文字の異同はあるがともにAの系統につらなる本であ



【A】『國民報』社刊行の『仁學』封面



【B】同A異本（本文47葉本）の封面



【C】同A異本（本文122頁本）の封面

本は梁啓超が『國民報』社の名義をつかって刊行した『仁學』と考えるのがことからの自然なのだが、不思議なことに梁啓超の名前は『國民報』本のどこにも出てこないのである。

さらに不思議なのは、それに附録された「譚嗣同傳」（以下、單行本譚傳、という）であって、それにも梁啓超との関係はなにも書かれていない。それは本文約一千四百七十字だから、『清議報』の掲載梁撰譚傳が本文約二千八百字であるのと比べれば、字數的には半分くらいしかない。それだけ差があれば別人の文章かとも思えるが、仔細に點検してみると前

譚嗣同『仁學』の刊行と梁啓超（狭間）

る。付言すれば、一九〇二年に編輯刊行された『清議報全編』⁽²⁶⁾所收の『仁學』も、『清議報』原載どおりに再録したものではなく、この『國民報』本同様の無削除本であり⁽²⁷⁾、のちに通行した『仁學』は基本的にこの『國民報』本の系統に属するものだった。

ところで、『清議報』第八十五號に「仁學全書」賣出なる廣告⁽²⁸⁾が掲載された。そこには「寄售處」が「横濱清議報館」と記されている。ということは、『清議報』第二號から掲載されてきたものの單行本化と考えたくなるが、實はそうではない。それどころか、文中にはなんと「鄙人は三年來、ただ此の書の名を聞いてはいたが、それが秘して傳わらないのを惜しんできた」、「今、友人の手よりこれを得て、香を焚いてこれを誦んだ」と、埋もれていた文章を發掘したかのごとき文章を列ねているのである。いささか腑に落ちかねる書きぶりと言わねばならない。

「寄售處」として挙げられているのだから、「仁學全書」が『清議報館』以外から出されようとしていることは明らかだが、『國民報』社から單行本『仁學』が刊行されたのはそれから三ヶ月ばかり経った頃である。『國民報』社が選ばれたのは、梁啓超と秦力山の人的關係にくわえて、停刊に追い込まれた東京にある雜誌社と言うことで、格好の受け皿だったからであろう。つまり、ことの経緯から推せば、『國民報』

者は後者の單なる削除版であるから、やはりそれは梁の文章なのである。

單行本譚傳で削除されたのは、譚嗣同と康有爲、梁啓超、袁世凱の關係についての記述である。つまり、譚嗣同傳にあってその根幹とも言うべき重要記述がすべて念入りに削除されているのだが、そのような削除が作者である梁啓超にしかできないものであることは明かである。この削除が過ちを正したものはけっして言えないのだが、だからといって、『清議報』譚傳が「信史」であるということにはならない。げんに、『戊戌政變記』は感情の作と梁自身が述べているのである⁽²⁹⁾。

いま、單行本譚傳がどう變更られたかについて、『仁學』に関わることだけを挙げよう。譚嗣同が康有爲の「私淑弟子」を稱したとの一段、および『仁學』が「南海の宗旨を衍繹した」ものとの一句、また「南海先生が發明」した學理（大同太平の條理等）に譚が「大いに服し」、その佛說解釋（華嚴性海の説等）に「益ます大いに服した」との記述が削られた。また、『仁學』原稿が梁啓超の手許にあること、「平易なもの」を選んで『清議報』に發表したことも削除された。そればかりではない、『仁學』などの著作はすべて自分の手許に有ると明言されていたのに、なんと、譚のすべての文章は「君の死後、みな散逸した」と書き換えられたのだった。

これでは『國民報』本にもちいられたものの來歴も怪しくなるのではないかと心配になる。しかし、康有爲の學問の系であるのかつての位置づけから譚嗣同の『仁學』を解放して、そのもの自體の意義を確立させるために、來歴の曖昧化はむしろが梁啓超が意圖しておこなったことだったろう。康との關係を断ち切ったからには、もはや「平易」でない部分をカットする必要もなくなったわけで、かくして、梁啓超は自分の名をわざと伏せて亡友の遺作の全文を刊行したのである。これは梁が「思想自由・言論自由・出版自由」⁽³⁰⁾の根柢的な重要性をよく理解するにいたったことの一例であるが、行動の上では「自由と服従」の兩者を兼ねねばならないとして⁽³¹⁾、康の統制を踏み越えることはなかった。

ここで、梁啓超が「仁學序」をもあわせて改変した問題について付言しておこう。梁「序」は『國民報』本にはもちろん含まれていないのだが、ややのちに編まれた『清議報全編』⁽³²⁾所收のそれには、二點の重要な改変が施されているのである。第一は、單行本譚傳と同様に、康有爲に關する記述がすべて削除されたことである。つまり、一九〇一年の後半から一九〇二年にかけての頃、梁は康有爲の影響を徹底的に排除した譚嗣同像を描き出そうとに努めていたのであった。第二は、原子の數の改變である。『清議報』第二號の梁「序」では「六十四原質」となっていたのが、全編では「七十三原

質」に改められたのである。

原子の數は、當時もっともホットな科學の話題であったから、梁啓超は最新の知識を書きこもうとしたのだらう。雜誌の集成本を作成するにあたって舊稿を改めることの是非はさておき、「仁學序」は梁自身の文章だから、書き換えもさして問題にするにあたらない。しかし、梁はそれにとどまらず、『仁學』本文の文章をも書き換えた。すなわち、『清議報』掲載時には「六十四種之原質」とあったものを『國民報』本で「七十三種之原質」に改めたのである⁽³³⁾。梁撰「仁學序」と『仁學』本文におけるこの呼應しあった改變は、『國民報』本が梁の手に成ることの鐵證といえるが、それは同時に、梁が『國民報』本刊行に如何ほどの熱意を注いだかを窺わせるにたる作意であった。

しかしながら、前述したように、梁啓超の名は『國民報』本では伏せられている。その措置に呼應してのことだらうが、第八十五號以降の『清議報』に『國民報』本の廣告が載せられることはなかった。『仁學』こそ同誌をして意義あらしめた筆頭の文章であるにもかかわらず、である。また『新民叢報』には書籍廣告が満載されているのだが、そこでも『仁學』の廣告はまったく載せられなかったといつてよい⁽³⁴⁾。梁と譚嗣同の關係は、できるかぎりの隱蔽がはかられたのであった。

そのような状況のもとで、『新民叢報』創刊號の「紹介新書」欄に「故瀾陽譚嗣同遺著」の『仁學』を紹介する無署名の一文が掲載された⁽³⁵⁾。そこには「横濱清議報館印 東京國民報社再印」とあるから、『清議報』での掲載と『國民報』本の關係についても一應は明らかにされている。しかし、

「著書が完成した後、世間を驚かすことを恐れたため、わずかに一、二の同志に見せただけで、祕して出版しなかった。(著者は)民のために犠牲となり、大功をあげて亡くなられたので、同人が公刊することにしたのである」と記されたその來歴は、單行本譚傳の記述を讀者に納得させようとする方向のものといえる。

紹介文はこういう。譚嗣同はわが國政治界・學術界を切り開いた偉大な功勞者であり、その著『仁學』は「佛學と格致學(科學)」を根柢に据えて「魂學・倫理學・政治學・理財學」をとりこみ、「平等」という「大理」でつらぬいて一つの體系にまとめあげた大著作なのである。それは、わが國人の「奴隸根性」を鍛え直すために、家ごとに備え、毎日讀まねばならない。本書の思想は「純然たる」家の哲學「ではないから、雜駁の病をまぬかれないが、」歐米のどの語言文字にも通じていない著者」が外國書にまったく依據することなく發明した「無上の思想」なのである。著者は「至誠」の人で、「心に積んだ」誠を言葉に著したこの書物は、たん

譚嗣同『仁學』の刊行と梁啓超(狭間)

に讀者に理論を教えるだけのものではなく、その精神を讀者に感化させるものである。本書は、「その人と爲り」を學ぶべき書物であって、そうすれば「瀾陽は死んでなお生きるのである」。

この文章は無署名であるが、『國民報』本の刊行状況と照らし合わせるなら、筆者は梁啓超としか考えられない。これが、一九〇一年の秋冬の間における梁の『仁學』にたいする評價であった。雜駁ではあっても「誠」を言葉にした書は顯彰されねばならず、その「精神」でもって讀者は感化されなければならなかったのである。

おわりに

梁啓超からすれば、『仁學』が世界主義の書であることに変わりはないのに、「誠」を梃子の支點に再評價するにいたった轉換點はどこにあったのか。それは一九〇〇年八月の唐才常自立軍をピークとする一連の勤王蜂起にたいする康有爲の態度にあったと考えられる。

唐才常の勤王蜂起は、康梁保皇派にとって決定的に重要な行動であった。梁啓超は、今回の事業は一發必中、二度目はないもので、「こうなった以上、先生自ら群を統率しないですませるわけには、どうしてもいかないのです。古來、主將が軍中にいないのに、軍が命令に従うことなど、あった例が

ありません」と説き、「某軍を正軍と定めたならば、先生は必ずそこに入って親しくこれを率いられるべきであります」と要求した³⁶⁾。しかし、康有爲は自ら軍中に入らなかつたばかりではない、軍資金の手配もきわめて疑惑をよぶような差配しかなかった。生命を懸けるといふ點で譚嗣同とまるで逆の精神しか示さない康のこのような態度に、梁はおおいに失望させられたのである。

しかも、康有爲の不明朗なやり口は、味方の疑惑、敵の誹謗となって募捐に當たる梁啓超に浴びせかけられた。「最近、香港や上海の各報紙は、保皇會の經費の何十萬かは、すべて某某に横領された」と言つて、連日「非難罵倒」を加えてくる。窮地に立った梁はいう、「それゆえ、私は深夜、思いにふけると、すみやかに死に場所を求めて壮烈な最期を遂げ、それによつてこの恥を雪ぎたい思いに驅られるのですが、まだその地を得ておりません」³⁷⁾。こう記したとき、梁は戊戌の譚嗣同と感情の上でも同じ地平に立っていたといえよう。

『新民叢報』創刊號の『仁學』紹介文では、とくに「魂學」が擧げられている。それは、まずは今でいう心理學のことだが、梁啓超が靈魂の存在如何の問題に引きつけて理解していたことは十分に考えられてよいのである。やや後のことになるが、墨子を論じて「生死之觀念」³⁸⁾に筆をおよぼし、「余之死生觀」³⁹⁾、でそれをいろいろと検討していることは

その傍證と言つてよい。さらに言えば、鄭所南『心史』を重印してその「重印序」⁴⁰⁾で、所南を吉田松陰に比定し、日本では松陰の精神を受けつぐものが續出して明治維新を成し遂げたのに、中國では所南以後「六七百年」、ついに繼ぐものが現れなかつたことを慨嘆して奮起を促そうとしたことも、その外延に位置づけられるのである。

注

- (1) 拙稿「梁啓超筆下的譚嗣同——關於『仁學』公表和梁撰『譚嗣同傳』」『文史哲』二〇〇四年第一期。該文は二〇〇三年一月に天津で開催された「梁啓超與近代中國社會文化」國際學術討論會」での報告文である。會議での討論を踏まえた修訂稿は、李喜所主編『梁啓超與近代中國社會文化』天津古籍出版社、二〇〇五年、收錄。
- (2) 北京大學藏本の寫眞版による。丁守和主編『辛亥革命時期期刊介紹』第一集、人民出版社、一九八二年、六四三—六五二頁（潘慶德稿）參照。
- (3) 湯志鈞『仁學』版本探源『學術月刊』一九六三年第五期。譚嗣同著、湯志鈞・湯仁澤校注『仁學』臺灣學生書局、一九九八年、に附録されている。

- (4) 蔡尙思・方行編『譚嗣同全集』增訂本、中華書局、一九八一年。邦譯（西順藏・坂元ひろ子譯注『仁學』岩波書店、一九八九年）は、これを底本とする。
- (5) 『清議報』中華書局、一九九一年、影印本。『辛亥革命時期期刊介紹』第一集、一—三〇頁（金冲及稿）參照。
- (6) 梁啓超「校刻瀏陽譚氏仁學序」『清議報』第二號。「烈士流血後九十日」は一九八九年十二月二十八日に當たる。
- (7) 『清議報』本等は節番號を缺くが、增訂本全集に依據して、節番號を以下の記述に利用する。『仁學』本文は全五十節、第三十節までが上篇、三十一節以下が下篇である。
- (8) そこに掲載されたのは康有爲の「舊稿」の續き、梁啓超の「論支那宗教改革」等の文章、および章炳麟の「儒術真論」である。ただし、第二十六、二十七、三十三號は該欄を缺く。
- (9) 「本館告白」『清議報』第四十四號（一九〇〇年五月九日）。
- (10) 梁啓超「校刻瀏陽譚氏仁學序」。
- (11) 梁啓超撰「戊戌政變記」第五篇 譚嗣同傳「清議報」第四號、「支那近事」欄。『清議報』は「戊戌政變記」を發表するために創刊されたと言つてよいが、該文章の連載は第十號で打ち切られた。梁は既發表分に他の文章をも加えて、一九八九年五月に清議報社から「戊戌政變記」（九卷本）を刊行した。のちに大改訂がくわえられた八卷本でも「譚嗣同傳」はそのままである。『戊戌政變記』が廣く流布したため、この傳が譚嗣同についてのもっとも流布されたイメージをあたえるものとなった。
- (12) 「月照、西郷」は死んで明治維新を激成した僧月照と生きて維新を成就した西郷隆盛のこと、當時の中國でかなり知られたセットモデルである。「程嬰、杵臼」は、計を設けて他人の子とともに殺された公孫杵臼と生きて主君趙朔の遺児を守りぬいた程嬰の役割分擔のことで、これを素材にした元曲「趙氏孤兒記」は佛譯されて西洋にも知られた。
- (13) 「本報改訂章程告白」『清議報』第十號（一九八九年四月一日）。
- (14) 德國伯倫知理著「國家論」『清議報』第十—三十一號。これは吾妻兵治譯「國家學」の轉載と言つてよい文章なのだが、吾妻譯の原本については、巴斯蒂「中國近代國家觀念溯源——關於『國家論』的翻譯」『近代史研究』總百號參照。
- (15) 『清代學術概論』飲冰室專集本、六九頁（小野和子譯『清代學術概論』平凡社、一九七四年、二九六頁）。
- (16) 光緒二十六年四月一日（一九〇〇年四月二十九日）「致夫子大人書」、丁文江・趙豐田編『梁啓超年譜長編』二三七頁（島田虔次編譯『梁啓超年譜長編』（以下、邦譯という）第二卷、岩波書店、二〇〇四年、七三頁）。
- (17) 「本館告白」『清議報』第四十四號（一九〇〇年五月九日）。
- (18) 梁啓超「本館第一百冊祝辭並論報館之責任及本館之經歷」『清議報』第百號（一九〇一年二月二日）。
- (19) 梁啓超「南海康先生傳」『清議報』第百號。
- (20) 『辛亥革命時期期刊介紹』第一集、九八—一二三頁（郭永才稿）參照。
- (21) 湯志鈞編『章太炎政論選集』上冊、中華書局、一九七七

年、一六二頁。湯氏校注『仁學』附識、一三二—一四一頁参照。

(22) 湯志鈞『仁學』版本探源(湯氏校注『仁學』一二二頁。編輯所所在地として「上海新馬路餘慶里三街十九路」とあるが、實際は東京で刊行された、湯氏は指摘する。

(23) 譚嗣同『仁學』華夏出版社、二〇〇二年、卷頭所載。

(24) 湯氏はそれを「梁啓超撰」と記すが(湯氏校注『仁學』附録、一二二頁)、B、C本などに撰者名は掲げられていない。撰者を梁啓超と見ることに異論はないが、撰者名が記されていないことに意味があると私は考える。

(25) 京都大學經濟學部所蔵本。私の所蔵本は、巻頭の譚嗣同像を缺く以外、Cとまったく同じ形態の本であるが、紙質は悪い。海賊版の廉價版である。

(26) 『清議報全編』第二集、巻五、名家著述、一九〇二年。ただし、目録には『清議報』掲載の號數を律儀に明記してある。

(27) 湯志鈞『仁學』版本探源(湯氏校注『仁學』附録、一三八頁)。湯氏は、「日本鉛字排印本」の一として「四七葉」本をあげる。

(28) 「新刻譚壯飛先生仁學全書出售」『清議報』第八十五號(一九〇一年七月一六日)。「仁學」が「泰西の格致學、法律學、政治學、社會學、哲學、神學、數學、計學および聲・光・電など各種專門名家の書を博覽して精英を薈萃して」書き上げた寶の書であって、「その中の新理は、西方の學者も、まだ發明していないものが多く」、將來において「西洋語で

もってこれを譯し、文明國人に讀ませて吾國に大いに人物があることを知らしめねばならない」との高い評價をあたえている。署名の「四合主人」は未詳。

(29) 梁啓超『中國歷史研究法』(飲冰室專集七十三) 九二頁。

(30) 「飲冰室自由書」『清議報』第二五號(一八九九年八月二六日)。

(31) 光緒二十八年四月、梁啓超「夫子大人宛書簡」『梁啓超年譜長編』二七八頁(邦譯、第二卷、一三八頁)。

(32) 『清議報全編』第二集、巻五。のちの『飲冰室合集』文集の「仁學序」はこれに同じ。

(33) 湯氏校注本二三頁(增訂本全集の第一節、三〇六頁)。

(34) 『新民叢報』第九號の『清議報』第一〇〇號の廣告中に要目の一項として「譚瀏陽仁學」と見えるが、これは勘定に入れなくてよいだろう。それに對し、たとえば梁の『李鴻章』は『新民叢報』創刊號からひきつづき卷頭全頁廣告が載せられているのである。

(35) 無署名「紹介新著『仁學』『新民叢報』第一號(一九〇二年二月八日)。湯志鈞氏指教。『飲冰室文集』には收められておらず、李國俊『梁啓超著述繫年』復旦大學出版社、一九八六年、にも挙げられていない。

(36) 光緒二十六年三月一三日、梁啓超「夫子大人宛書簡」『梁啓超年譜長編』二一八頁(邦譯、第二卷、四一—四二頁)。

(37) 光緒二十九年九月三〇日、同上三三三頁(邦譯、第二卷、二一八—二一九頁)。

(38) 梁啓超「子墨子學說」第五章 墨學之實行及其學說之影

響『新民叢報』第五十七號、一九〇四年。表紙目次には「附論生死之觀念」と記されており、本文末には(附言)が配されている。そこで論じられている常陸丸事件をめぐる「精神」論争については、末岡宏「梁啓超と日本の中國哲學研究」、拙編『共同研究 梁啓超』みすず書房、一九九九年、参照。

(39) 梁啓超「余之死生觀」『新民叢報』第五九・六〇號、一九〇四・〇五年。これについては、森紀子「梁啓超の佛學と日本」『共同研究 梁啓超』、巴斯蒂「梁啓超與宗教問題」、拙編『梁啓超・明治日本・西方』社會科學文獻出版社、二〇〇一年、参照。なお、梁啓超の心理を問題にした論文に、康綠島「矛盾的梁啓超：一個心理學的解釋」『漢學研究』第三卷第一期がある。

(40) 鄭思肖(所南)『心史』廣智書局校印叢書第一種、廣智書局、光緒三十一年。

(補注) (一二八頁) 本稿第一次校正中に茅海建氏の厚意により、『國民報』社の刊行に係る『仁學』(中國人民大學圖書館藏)のコピーを手にすることができた。それは表紙と譚嗣同像を缺くが、「譚嗣同傳」と「仁學自敘」「仁學界說」と本文、全一二二頁よりなり、奥付を具える。本文には検討すべき問題があるが、今は觸れない。その奥付は「明治三十四年十月十日印刷」「明治三十四年十月十五日發行」「明治三十五年八月五日再版」、「著者 瀏陽譚」とし、「發行者」としては「國民報社」と「出洋學生編輯所」とを併記するが、その左側に付された地譚嗣同『仁學』の刊行と梁啓超(狹間)

址は「上海新馬路餘慶里三街十九號」となっている。「印刷者 多田榮次」「印刷所 愛善社」の兩項の左側に付された住所はともに「東京市神田區小川町一番地」である。